

企業主導型保育事業所
小郡みすずの森保育園
重要事項説明書 兼 利用契約書

目次

【小郡みすずの森保育園重要事項説明書】

1. 事業主体及び事業所の概要	2 ページ
2. 事業概要及び運営方針	2 ページ
3. 建物及び設備の概要	3 ページ
4. 利用料金	4 ページ
5. 保育内容の概要	8 ページ
6. 利用条件及び契約解除	9 ページ
7. 緊急時対応	9 ページ
8. 非常災害対策	9 ページ
9. 責任者及びお問い合わせ先	10 ページ
10. 契約している保険の加入状況	10 ページ
11. 虐待防止のための措置に関する事項	10 ページ
12. 個人情報の取扱い	11 ページ

【小郡みすずの森保育園 利用契約書兼重要事項同意書】	12 ページ
----------------------------	--------

【運営主体】

社会福祉法人 長生会
〒838-0106 福岡県小郡市三沢字花簗881番地の1
TEL (0942) 75-4113 FAX (0942) 75-4115
E-mail info@chouseikai.org

令和5年10月10日改正版

小郡みすずの森保育園 重要事項説明書

令和5年10月10日改正

本重要事項説明に関する同意は利用契約書にて行うものとする

1. 事業主体及び事業所の概要

(1) 運営主体(事業者)の概要

事業者の名称	社会福祉法人 長生会
事業者の所在地	福岡県小郡市三沢字花簗881番地の1(フオカソコ リミツワサ ハナガ)
事業者の連絡先	電話番号(0942)75-4113 FAX番号(0942)75-4115
代表者氏名	理事長 柳 茂

(2) 事業所の概要

認可種別	企業主導型保育事業所
認可元	公益財団法人 児童育成協会
事業所の名称	小郡みすずの森保育園
事業所の所在地	福岡県小郡市三沢上田町5394番地1
事業所の連絡先	電話番号(0942)75-5316 FAX(0942)75-5319
管理責任者	設置者担当部署 社会福祉法人長生会法人本部事務局 社会福祉法人 長生会 園長 上瀧和恵
	現場責任者 さくらグループ株式会社 担当:保育士 上野紗喜
開園年月日	平成29年7月21日 (福岡県届出保育園)
保育業務委託先	会社名 さくらグループ株式会社 本社:岡山県新見市新見714-3
	担当営業所 福岡営業所 福岡市西区横浜1丁目10-14
	連絡先 FAX:092-836-5569 直通:080-8249-2190 担当:石郷良子

2. 事業概要及び運営方針

(1) 事業概要

開園日	日曜日～土曜日		
休園日	原則休園日なし 但し、年末年始、日曜、祝日等で利用希望がない場合は閉園		
開園時間	お問い合わせ時間	午前8時30分～午後5時30分	
	保育標準時間	午前7時30分～午後6時30分	
	延長保育時間	午後6時30分～午後8時30分 (2時間)	
利用定員	定員	30名 (従業員枠9名、連携企業枠6名、地域枠15名)	
	0歳児	概ね 6名	
	1歳児	概ね10名	
	2歳児以上	概ね14名	
職員数	0歳児	3:1 (6名の場合2名)	合計 5.5名 小数点第二位切り捨て後四捨五入 プラス1名にて常時必要な職員数 合計6名 ※人数割合に応じ基準を遵守して配置する
	1歳～2歳児	6:1 (20名の場合3.33名)	
	3歳児	20:1 (2名の場合0.1名)	
	4歳児以上	30:1 (1名の場合0.1名)	
嘱託医	内科: 田中クリニック 小郡市美鈴が丘5-12-3 田中英二 (0942)75-5377		
	歯科: りんご歯科 小郡市三沢4795-9 木村真紀子 他登録歯科医師 (0942)75-7118		

(2) 運営方針

<p>企業主導型保育事業の概要</p>	<p>・本事業は、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。 ・また、政府は平成29年度待機児童解消加速化プランに基づく目標を前倒し、上積みしましたが、本事業の創設により、一層の保育の受け皿整備を行っています。</p>
<p>長生会の事業方針</p>	<p>・当法人では職員の福利厚生として子育て支援を強化すると同時に周辺地域にお住いの方への公益的取組の一環として、無料低額にて休日保育や長時間保育を実施することを目的とします。 ・当法人ご利用の高齢者と子ども達との交流を通じ、高齢者にとっての生きがいや認知症予防、子ども達にとっては労わりの心や優しさを養い、健全な育成に資することを目的とします。 ・具体的な保育に関しては委託先の事業者の方針を確認した上で、その目的を達成できるよう管理、監督します。</p>
<p>さくらグループ株式会社保育目標</p>	<p>目標3本柱 ①明るく 対人関係の明るさもありますが、それ以上にあらゆる物事を肯定的に捉える力を意味します。様々な壁にも明るく、前向きに、楽しみながら乗り越えていける力を培います。 ②たくましく たくましさは身体的な意味もありますが、成長の過程でやってくる様々な変化に恐れることなく、対応する力、心のたくましさを身につけてほしいと考えます。 ③集中できる子 一つのことを集中して徹底してやり抜く力を意味します。先ずは何事にも集中して取り組み、その中から、向いていること、興味があることを引き出して行きたいと考えます。</p>

3. 建物及び設備の概要

<p>構造種別</p>	<p>鉄骨造 準耐火建築物</p>	
<p>階数</p>	<p>地上1階建</p>	
<p>敷地面積</p>	<p>23487.98㎡ (保育園建築に関し、同一敷地も含む申請面積)</p>	
<p>建物面積</p>	<p>建築面積</p>	<p>354.92㎡</p>
	<p>延床面積</p>	<p>252.39㎡</p>
	<p>乳児室面積目安</p>	<p>3.30㎡ 定員1名×基準面積1.65㎡/人＝必要面積1.65㎡</p>
	<p>ほふく室目安</p>	<p>16.50㎡ 定員5名×基準面積3.3㎡/人＝必要面積16.5㎡</p>
	<p>1歳児室目安</p>	<p>34.77㎡ 定員10名×基準面積3.3㎡/人＝必要面積33.0㎡</p>
	<p>2歳児以上目安</p>	<p>28.47㎡ 定員14名×基準面積1.98㎡/人＝必要面積27.72㎡</p>
<p>屋外遊技場</p>	<p>129.88㎡ 基準2歳児以上9名×3.3㎡/人＝必要面積29.7㎡</p>	
<p>※乳児室、保育室等の面積は園児の年齢割合に応じ毎年度変更する</p>		
<p>その他の設備等</p>	<p>・相談室 ・医務室(静養室) ・トイレ(乳幼児用便器) ・シャワーバス ・オムツ交換台 ・汚物処理室 ・木浴室 ・防犯カメラ ・その他調理室、事務室等 ・屋外遊技場(滑り台、砂場)</p>	

4. 利用形態・料金

単位:円

(1) 定型的利用

定型的利用とは毎月定期的に利用している場合。

※兄弟・姉妹割引を適用する場合は、下記減免率表に基づく減免計算後の額から割引を適用。

※減免計算時の端数については10円以下の端数を四捨五入し算出します。

※食材料費に兄弟・姉妹割引はありません。

①無償化の対象となる児童

区分	段階	定義・目安	課税額 目安	(1) 定型的利用月額料金を減免した場合			
				乳児	1・2歳	3歳児	4歳以上
A 長生会常勤職員	1	生保、中国残留、特定配偶者、支援給付世帯	0	0	0	0	0
	2	3の内、要保護者世帯	0	0	0	0	
	3	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	4	5の内、要保護者世帯	5,500円/人	0	0	0	0
	5	均等割り額のみ課税世帯	5,500円/人	0	0	0	0
	6	7の内、要保護者世帯	48,600円未満	0	0	0	0
	7	所得割課税額の世帯合計が次の世帯	48,600円未満	0	0	0	0
	8	所得割課税額の世帯合計が次の額	48,600円～61,600円	0	0	0	0
	9	所得割課税額の世帯合計が次の額以上	61,600円以上	0	0	0	0
B 長生会非常勤職員・ 連携企業登録職員	1	生保、中国残留、特定配偶者、支援給付世帯	0	0	0	0	0
	2	3の内、要保護者世帯	0	0	0	0	
	3	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	4	5の内、要保護者世帯	5,500円/人	0	0	0	0
	5	均等割り額のみ課税世帯	5,500円/人	0	0	0	0
	6	7の内、要保護者世帯	48,600円未満	0	0	0	0
	7	所得割課税額の世帯合計が次の世帯	48,600円未満	0	0	0	0
	8	所得割課税額の世帯合計が次の額	48,600円～61,600円	0	0	0	0
	9	所得割課税額の世帯合計が次の額以上	61,600円以上	0	0	0	0
C 地域枠登録スタッフ	1	生保、中国残留、特定配偶者、支援給付世帯	0	0	0	0	0
	2	3の内、要保護者世帯	0	0	0	0	
	3	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	4	5の内、要保護者世帯	5,500円/人	0	0	0	0
	5	均等割り額のみ課税世帯	5,500円/人	0	0	0	0
	6	7の内、要保護者世帯	48,600円未満	0	0	0	0
	7	所得割課税額の世帯合計が次の世帯	48,600円未満	0	0	0	0
	8	所得割課税額の世帯合計が次の額	48,600円～61,600円	0	0	0	0
	9	所得割課税額の世帯合計が次の額以上	61,600円以上	0	0	0	0

◆3歳児以上で3段階以上に(6)食材料費のみ請求となります。

★市町村民税所得割課税額に応じた無料・低額利用制度

市町村民税所得割額の世帯合計(原則両親)が61,600円未満の場合等、一定要件を満たしている方については上記の表のとおり減免する制度です。

無償化の対象となる児童とは

・3～5歳児

保育の必要性のある児童

・0～2歳児

住民税非課税世帯で、保育の必要性のある児童。

※保育の必要性のある児童とは

ア「従業員枠」の利用児童については全ての児童。

イ「地域枠」の利用児童については市町村による保育認定(2号・3号)を受けている児童。

※住民税非課税世帯であるかどうかは、4月から8月においては前年度の住民税の課税状況により、9月から3月においては当該年度の住民税の課税状況により判断します。

②無償化の対象とならない児童

区分	段階	定義・目安	課税額 目安	(1) 定型的利用月額料金を減免した場合			
				乳児	1・2歳	3歳児	4歳以上
A 長生会常勤職員	1	生保、中国残留、特定配偶者、支援給付世帯	0	0	0	0	0
	2	3の内、要保護者世帯	0	0	0	0	
	3	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	4	5の内、要保護者世帯	5,500円/人	7,000	6,700	2,000	1,600
	5	均等割り額のみ課税世帯	5,500円/人	9,400	8,900	4,100	3,700
	6	7の内、要保護者世帯	48,600円未満	11,700	11,100	6,300	5,700
	7	所得割課税額の世帯合計が次の世帯	48,600円未満	14,000	13,300	8,400	7,700
	8	所得割課税額の世帯合計が次の額	48,600円～61,600円	16,400	15,500	10,600	9,800
	9	所得割課税額の世帯合計が次の額以上	61,600円以上	23,400	22,200	17,000	15,900
B 長生会非常勤職員・ 連携企業登録職員	1	生保、中国残留、特定配偶者、支援給付世帯	0	0	0	0	0
	2	3の内、要保護者世帯	0	0	0	0	
	3	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	4	5の内、要保護者世帯	5,500円/人	7,700	7,300	2,500	2,200
	5	均等割り額のみ課税世帯	5,500円/人	10,200	9,800	4,800	4,500
	6	7の内、要保護者世帯	48,600円未満	12,800	12,200	7,200	6,700
	7	所得割課税額の世帯合計が次の世帯	48,600円未満	15,400	14,600	9,500	8,900
	8	所得割課税額の世帯合計が次の額	48,600円～61,600円	17,900	17,100	11,800	11,200
	9	所得割課税額の世帯合計が次の額以上	61,600円以上	25,600	24,400	18,800	17,900
C 地域枠登録スタッフ	1	生保、中国残留、特定配偶者、支援給付世帯	0	0	0	0	0
	2	3の内、要保護者世帯	0	0	0	0	
	3	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
	4	5の内、要保護者世帯	5,500円/人	8,300	8,000	3,200	2,900
	5	均等割り額のみ課税世帯	5,500円/人	11,100	10,600	5,700	5,300
	6	7の内、要保護者世帯	48,600円未満	13,900	13,300	8,300	7,800
	7	所得割課税額の世帯合計が次の世帯	48,600円未満	16,700	16,000	10,800	10,300
	8	所得割課税額の世帯合計が次の額	48,600円～61,600円	19,500	18,600	13,400	12,700
	9	所得割課税額の世帯合計が次の額以上	61,600円以上	27,800	26,600	21,000	20,100

◆3歳児以上で4段階以上に(6)食材料費を請求します。

★市町村民税所得割課税額に応じた無料・低額利用制度

市町村民税所得割額の世帯合計(原則両親)が61,600円未満の場合等、一定要件を満たしている方については上記の表のとおり減免する制度です。
4月から8月においては前年度の住民税の課税状況により、9月から3月においては当該年度の住民税の課税状況により判断します。

●病欠により10日以上お休みされた場合は、不定型的利用で算定します。(病欠以外の、家庭保育等本人の都合によるお休みの場合は該当しません。)

(2)短時間利用

短時間利用A

短時間利用Aとは毎月定期的に利用している者の内、月に100時間未満の短時間の利用しかない場合。

(1)で算出した月額料金の55%とします。尚、端数については10円以下の端数を四捨五入し算出します。

例1)C地域枠乳児の場合 : (1)月額料金27,800円×0.55=15,300円

例2)B長生会非常勤3歳児の場合:(1)月額料金18,800円×0.55+食材料費3,000円=13,300円

※無料低額利用制度利用者は市町村民税所得割課税額区分別減免率表で定める減免率を乗じて算出します。

短時間利用B

短時間利用Bとは毎月定期的に利用している者の内、月に130時間未満の短時間の利用しかない場合。

(1)で算出した月額料金の65%とします。尚、端数については10円以下の端数を四捨五入し算出します。

例1)C地域枠乳児の場合 : (1)月額料金27,800円×0.65=18,100円

例2)B長生会非常勤3歳児の場合:(1)月額料金18,800円×0.65+食材料費3,000円=15,200円

※無料低額利用制度利用者は市町村民税所得割課税額区分別減免率表で定める減免率を乗じて算出します。

(3)余裕活用型一時預かり利用

事前に利用登録している原則3歳以上の園児で、不定期で一時的な利用である場合。(兄弟・姉妹が在園の場合、利用日数について、ご相談に応じます。)

普段通っている保育園・幼稚園等が閉所している夜間や休日など、通常の保育サービス等が受けられない時間、曜日に利用できる。

年齢	食材料費	半日利用	一日利用	1h延長	2h延長	夕方利用
3歳児以上	140	660	1,110	500	1,000	4,000
2歳児以下		1,000	1,500	1,000	2,000	4,500

半日 5.5hまで
一日 7:30~18:30
夕方利用 14:30~20:30

※2歳児以下は食材料費を含みます。
※兄弟・姉妹割引の適用はありません。

(4)不定型的利用

不定型的利用者とは入園の月、病欠により10日以上お休みをした場合。

(1)で算出した月額料金に実利用日数を乗じた額を30日で除した額とします。尚、端数については合計額から10円以下の端数を四捨五入し算出します。

例1)B長生会非常勤乳児が15日利用した場合:(1)月額料金25,600円×15日利用÷30日=12,800円

例2)無償化の対象とならないC地域枠3歳児が13日利用した場合

:(1)月額料金21,000円×13日利用÷30日+食材料費2,000円=11,100円

※無料低額利用制度利用者は市町村民税所得割課税額区分別減免率表のとおり減免します。

※(1)~(4)に関する特記事項

<月額基本料金に含まれている費用>

- 食材料費 0~2歳児のお子様は食材料費は頂きません。
- 保健衛生費 石鹸代、日用品費、トイレ、ふろ場などの洗剤、消耗器具備品、医薬品、感染症予防に関する物品、食器用洗剤、オムツやお尻拭きの予備、寝具類のメンテナンス等に要する費用を含んでいます。
- 保育材料費 自由帳、折り紙、画用紙、文具、図書、CD、玩具、楽器、縄跳び、ボール、植物栽培セット、動物飼育セット、工作用具等保育に必要な教材の費用及び行事やイベントに使用する保育材料を含んでいます。

<その他、実費を頂く費用>

- ・園外保育のための園児交通費、入園料、飲食代、園外保育に同行する職員交通費は旅費交通費等保育に必要な材料費、イベント実施のための器具レンタル、希望者を募って実施する英会話、体操等の講師料として別途保育材料費を個々に徴収させて頂く場合があります。
- ・共用で使用するものについては、別途頂くことはありません。
- ・日本スポーツ振興センター共済掛金として年額245円頂いております。

<その他の特記事項>

- ・市町村民税の所得割課税額の世帯合算額が年額61,600円未満の方は減額制度を適用させて頂きます。
- ・月の途中からの入園の場合で利用日数が16日/月に満たない場合は、(2)不定形的利用料金を適用させて頂きます。
- ・その他の注意事項、支払方法等につきましては、(7)その他の注意事項、(8)支払方法をご参照下さい。

(5) 延長保育料

(1) (2) (4)の利用で18時30分を超える場合に加算します。

延長時間	金額
0.5h	400
1.0h	800
1.5h	1,200
2.0h	1,600

(6) 食材料費

3～5歳児で無償化の対象となる場合で3段階以上、または3～5歳児で無償化の対象とならない場合で4段階以上に加算します。
食材料費の割引はありません。

利用形態	月額
(1) 定型的利用 (2) 短時間利用	3,000円
(4) 不定形的利用	2,000円

(7) その他の注意事項

- 基本料金について
基本料金は国が定める自己負担相当額から当法人独自に一定額割引いた額を設定しています。
国の基準が変更になった場合はその増減額に応じ料金を変更させて頂く場合があります。
- 延長保育の取扱いについて
事前申し込みにより18:30～20:30の2時間を限度として延長保育を実施致しますが、事前申込みがない場合でも、お迎えの遅延により保育標準時間の18:30を超えた場合は延長保育料金を加算させて頂く場合があります。また、夕食が必要な場合は別に350円頂きます。
- 年齢の区分は4月1日現在の満年齢で算定させて頂きます。
- お子様をお二人以上お預け頂く場合は料金表(1)、(2)、(4)の各方法により算出した額から2人目のお子様は半額、三人以上お預け頂く場合は、3人目以上のお子様は無料とさせて頂きます。
- 要保護者世帯とはひとり親世帯、在宅障害児(者)がいる世帯をいいます。
- 減免(割引)制度は市町村の制度を参考に当園独自に生活困窮者支援として無料、低額でのサービス提供を実施するもので、市町村の制度とは異なります。
- 減免制度利用時は所得が分かる「所得証明書」等をご提出頂きます。
4月から8月においては前年度の住民税の課税状況により、9月から3月においては当該年度の住民税の課税状況により判断します。

(8) 支払方法

- 当月末日までの料金を計算し、翌月10日頃に請求書を発行させて頂きます
- 事前にご登録頂きました、口座より請求書発行月の25日(土、日祝日の場合は翌営業日)に口座振替をさせて頂きます。
- 事前登録口座はお取り扱い銀行を指定させて頂きますのでご了承下さい。
- 口座振替完了後、翌月10日発行の請求書に領収書を同封させて頂きます。
- 残高不足等により口座振替が出来なかった場合には期日までにお振込み頂くか、翌月二か月分の口座振替をさせて頂きます。その際、手数料を頂く場合があります。
- 滞納が三ヶ月分蓄積され督促したにもかかわらず、お支払がない場合は運営規程第8条第4項によりサービス提供を終了させて頂く場合がございますので、ご注意ください。

5. 保育内容の概要

(1) 年間行事予定

月	行 事
4月	入園おめでとう！ ●お花見
5月	元気かな？ ●春季健康診断 ●端午の節句 こいのぼり
6月	雨にも負けず！ ●雨の日探検(ゲーム)
7月	夏も近づく♪ ●七夕会 ●水遊び
8月	夏本番！ ●夏祭り ●水遊び
9月	運動の季節！ ●運動会
10月	おかしをくれないと、いたずらしちゃうぞ！ ●ハロウィンパーティー
11月	冬にそなえて体力づくり！ ●秋季健康診断
12月	冬がやってきた！ ●クリスマス会 ●年越し準備
1月	お正月にはたこあげて♪ ●新年会
2月	鬼は～外！ ●節分
3月	は～るがき～た！ ●桃の節句 ひな祭り

※行事は例です。園児全体の年齢等によっても変わります。

(2) 一日の流れ

時間	乳 児	幼 児
7:30	開園・随時登園	開園・随時登園
	視診・検温・おむつ交換	視診・検温・連絡帳確認
	保護者との必要事項の連絡・連絡帳確認	好きな遊び(自由遊び)
	遊び・外気浴	・片付け ・手洗い
9:30	ミルク/おやつ	おやつ
	午前睡	・紙パンツ交換 ・排泄誘導
	沐浴・おむつ交換	
10:00	遊び・外気浴	設定保育(室内外にて体をつかった遊び)
11:00	検温	・片付け ・手洗い
		・紙パンツ交換 ・排泄誘導
11:30	ミルク/昼食	昼食準備 昼食
		・排泄誘導
13:00	午睡	午睡準備 午睡
	沐浴・おむつ交換	・紙パンツ交換 ・排泄誘導
15:00	検温・おやつ・ミルク	検温・おやつ
	遊び・午睡	自由遊び
	おむつ交換	・紙パンツ交換 ・排泄誘導
	順次降園	順次降園
18:00	夕食・ミルク・遊び・午睡	夕食 ・遊び
	おむつ交換	・紙パンツ交換 ・排泄誘導
20:30	延長保育終了	延長保育終了

※お子様の体調や興味等により、ゆったりと一日を過ごして頂くようにプログラムを計画します。

※延長保育ご利用時の夕食提供はご希望によりご相談させていただきます。

6. 利用条件及び契約解除

次の利用条件を満たさなくなった場合は利用を解除させて頂くことがあります。

対象年齢	0歳児(原則生後半年)～5歳児(小学校入学前)
居住地	住所地の制限なし。但し緊急時等に対応可能な範囲とします。
保育認定	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書の提出が必要。但し、育児休業・就職活動中等、就労証明書の提出が出来ない場合は、市町村が発行する支給認定書等、保育を受けることが適当であることを証明する書類の提出をして頂きます。 無償化対象の児童(3～5歳児)で地域枠の方は、保育認定を受ける必要があります。
就労条件 他	<ul style="list-style-type: none"> 両親共に就労しており(一人親世帯除く、正職員、非常勤職員は問わない)就労証明書を提出した方若しくは、市町村の保育支給認定を受けていること。
契約解除	<ul style="list-style-type: none"> 契約期間満了日より前に契約を終了する場合は、退園予定日の30日前までに退園届の提出により、契約解除できます。 園児が健康面、発育面等の指摘を受ける等、専門的な教育や治療を受けた方が適切と判断されたり、当園での適切な保育が困難な場合。 その他、利用継続に重大な支障又は困難が生じたとき。

7. 緊急時対応

緊急時対応内容	当園の職員は、保育提供時間中に園児の体調に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに該当園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じ、治療等が必要と判断される場合には利用を一時的にお断りする場合があります。
所管する消防署	三井消防署 (0942)72-5101 消防署(三国出張所) (0942)75-3335
所管する警察署	小郡警察署 (0942)73-0110
法人契約協力病院	嶋田病院 (0942)72-2236 協和病院 (0942)72-2121 新古賀リハビリテーション病院みらい (0942)73-0011
体調不良時の対応	病児保育加算体制の有無にかかわらず、専用の医務室を設けておりますので、お子様の普段のご様子、発熱時の状況、バイタルの変動、保護者の方の就労状況等を考慮し、安全な療養が可能と判断される範囲内で療養サービスを提供させて頂きます。但し、治療が必要と判断される場合や他のお子様への感染リスク等に応じご利用をお断りさせて頂く場合があります。

8. 非常災害対策

防火管理者	小川 寿和子
消防計画届出年月日	令和 3年 4月 1日
避難訓練	火災・地震・不審者・風水害・豪雨水害に対する訓練のいずれかを毎月1回実施。
防災設備	消火器、誘導灯
避難場所	芝生広場
緊急時の連絡手段	電話

9. 責任者及びお問い合わせ先

○設備及び保育内容の監督 (建物、設備、運営基準、企業主導型保育事業に関するお問い合わせや利用受付窓口)	社会福祉法人 長生会 法人本部事務局 電話番号 (0942)75-4113
○請求事務に関する窓口 (利用料金、請求内容、口座振替に関するお問い合わせ)	社会福祉法人 長生会 小郡みすずの森保育園 保育園事務室 電話番号(0942)75-5316
○保育内容に関する要望、ご相談窓口 (お子様の様子、利用予約、利用日の変更等保育の内容に関するお問い合わせ)	さくらグループ株式会社 保育士 上野紗喜 保育園事務室 電話番号(0942)75-5316
○賠償責任保険対応窓口 (保育サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町村、児童育成協会及び利用者の家族等に連絡し必要な措置を講じます。)	さくらグループ株式会社 さくらチャイルド・ライフ福岡営業所 福岡市西区横浜1丁目10-14 FAX:092-836-5569 直通080-8249-2190 担当:石郷良子
○苦情受付担当者	事務担当者 (0942)75-5316
	さくらグループ(株) 石郷良子 080-8249-2190
	保育士 上野紗喜 (0942)75-5316
○苦情解決責任者	園長 上瀧和恵 (0942)75-5311
○第三者委員	野瀬賢一 (0942)72-2922

10. 契約している保険の加入状況

当園ではケガ・事故の無いよう安全管理を徹底し、保育運営を行っておりますが、万一に備え、以下の補償内容の保険に加入しております。補償内容は日本保育協会の基準を上回るものとなっております。

保険会社名:日本事業所内保育団体連合(損保ジャパン株式会社)

	障害保険	施設賠償責任保険	生産物賠償責任保険
補償内容	・死亡・後遺障害保険金 50万円	・身体賠償(上限) 免責(自己負担)1万円	・身体賠償額(限度額) 免責(自己負担)1万円
	・入院保険金 入院31日以上 5万円	1億円/人 5億円/1事故	1億円/人 5億円/1事故
	入院15~30日 3万円	・財産賠償(上限)	
	入院8~14日 1.5万円	免責1万円	
	入院7日以内 1万円	100万円/事故	
	・通院保険金 通院31日以上 3万円		
	通院15~30日 1万円		
	通院8~14日 5千円 通院7日以内 3千円		
対象	保育所施設において、施設の利用者が急激かつ偶然な外来により傷害を被った場合	施設の所有・監理に起因する事故又は業務遂行に関する事故	給食・おやつ等の提供に起因する事故

※上記損害保険に係わる、ご利用者の負担は一切ありませんが、ご利用される園児全員、『独立行政法人日本スポーツ振興センター』が運営する、災害共済給付制度に加入する必要があり、年間費用245円をご負担して頂いております。詳しくは別紙参照ください。

11. 虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止の為、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

虐待に関する相談窓口

○小郡市子育て相談 (0942)73-5041

○久留米市児童相談所 (0942)32-4459

12. 個人情報の取扱い

当園では、お子様や保護者様の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報につきまして、「個人情報保護法」に基づき、基本方針及び利用目的を以下の通りに定めます。

■ 個人情報保護 基本方針 ■

近年、インターネット等のコンピューターネットワークの高度な発達により、情報が多量にかつ高速に伝播されるようになり、様々な情報が電子化され有効活用できる環境にあります。しかしながら、このような環境によって、情報漏えいリスクが高まる為、当園では個人情報の取扱いに関して、安全かつ信頼のおける管理に努めることが重要と考え、次のように宣言いたします。

< 個人情報に関する法令・規範の厳守 >

当園は、保有する個人情報の件数から、個人情報に関する法令上の義務を負うことはありません。しかしながら、保育事業では、通常知り得ない個人の情報を保有する特異性を持つことから、個人情報に関する法令及び行政機関が定めた個人情報保護に関する条例・規範・ガイドラインを遵守します。

< 個人情報保護施策の強化 >

個人情報分散した形で蓄積利用されることで管理が煩雑になる可能性を排除し、適正な個人情報の収集、利用及び提供が行われる体制整備の向上を図るとともに、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

< 個人情報の保護に関する意思統一の徹底 >

個人情報の取扱いに関する規程を明確にし、職員に周知徹底します。また、法令に基づき個人情報を第三者に提供する場合であっても、第三者が適切に個人情報を取扱うよう要請します。

< 個人情報保護活動の継続的改善・推進 >

自主的に個人情報の保護措置が講じられるよう、個人情報の取扱いに関する内部規程を定期的に見直し、これを遵守するとともに、職員の教育・研修を徹底し推進します。

■ 個人情報利用目的 ■

(1) 通常の保育提供における利用目的

- ① 通常の保育を提供する上で、必要な基本情報として利用します
- ② お子様の健全な育成を促す為の保育計画に利用します
- ③ 行事風景や誕生者の紹介等の写真掲示、広報誌に利用します
- ④ 各種持ち物やロッカー等に名前を明記します
- ⑤ 保育の質向上の為の事例研究等に利用します。尚、外部研究会では匿名とします
- ⑥ 保護者の方より委任を受けた方へのお子様の様子等の説明
- ⑦ 運営費を国に請求する事務や求められる書類の提出
- ⑧ 緊急時等における連絡先の把握
- ⑨ 事故等が発生した場合の所管庁への報告やその他の義務付けられている報告
- ⑩ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出

(2) 情報提供を主とした利用目的

- ① 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業者等への情報提供
- ② 緊急に病院受診等を行う際の病状や内服状況、保護者の連絡先の情報
- ③ 当法人、医師、看護師に病状の確認等を依頼する場合の情報提供
- ④ 発達に何らかの障害等がある可能性がある場合で、専門機関の意見を求める場合
- ⑤ 他保育園や外部講師に保育、授業を依頼する場合の情報提供
- ⑥ 所管庁・助成目的による監査やその他法的に通報等が義務付けられている情報の提供

(3) その他国が実施する統計調査等の依頼があった場合には、当該調査指針及び個人情報保護法に沿って適正な情報提供を行います。

※上記記載の内容につきまして同意しかねる事項につきましては本契約の同意欄にご記入の上、お申下さい。

※お申出の内容につきましては、いつでも変更、停止を行うことが出来ます。

利用契約書兼重要事項同意書

社会福祉法人長生会 小郡みすずの森保育園（以下「当園」という。）と_____様（以下「保護者」という。）は、保護者が養育する_____様（以下「園児」という。）が当園を利用することに関し、次のとおり契約を締結します。

- 1 この契約は、当園に入園する園児について、当園が提供する保育その他必要な事項を定めることを目的とします。
- 2 当園は、園児に対し、児童福祉法等の趣旨に従って、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）に基づき、安心して生活できる保育環境を提供するとともに、保護者は、当園に対し保育料及びその他提供される保育に関連する便宜に要する費用を支払います。
- 3 当園は、保護者の就労証明書の内容を確認した上で、保育を園児に提供することとします。但し、就労証明書の提出が出来ない場合には、保護者に対して市町村より発行される支給認定証の内容を確認した上、保育を提供するものとします。
- 4 保護者は、当園が説明した重要事項説明書の内容について十分に理解した上で同意し、これらに定められた保護者の義務を履行することとします。
- 5 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和7年3月31日までとします。但し、利用中の保護者を対象として毎年11月から優先的に行う次年度利用申込期間中において、利用申込書の提出があった場合は契約期間を次年度末まで更新し、以後も卒園まで同様とします。
- 6 当園は、本契約にかかる内容について、保護者からの質問等に対して適切に説明します。変更があった場合、その内容について保護者に説明し、同意を得ることとします。
- 7 本契約及び重要事項説明書に定めなき事項については、当園、保護者双方誠意をもって協議を行いこれを解決することとします。

上記の内容を証するため、本書2通を作成し、当園と保護者の双方が記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

私は重要事項説明書について説明を受け同意しました。

私は重要事項説明書記載の個人情報利用目的の説明を受け、他教育機関等への情報提供等について、次の条件で同意します。

全ての利用目的に同意します

次の同意しかねる利用目的番号以外は同意します（ ）

私は（1）定型的利用を希望します 私は（2）短時間利用を希望します

私は（3）余裕活用型一時預かりを希望します

※利用形態の途中変更希望時は1ヶ月前の申出が必要です。

令和 年 月 日

【入園のしおり・重要事項説明者】

社会福祉法人 長生会 説明者氏名

印

【契約事業所】

運営主体：社会福祉法人 長生会 理事長 柳 茂 印

事業所名：小郡みすずの森保育園

園長：上瀧 和恵

現場管理者：さくらグループ株式会社 代表取締役社長 平野 真実

事業所所在地：福岡県小郡市三沢字上田町5394番地1

【保護者】

保護者氏名 _____ 印 (続柄 _____)

保護者氏名 _____ 印 (続柄 _____)

園児氏名 _____